

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 3 項に定める法人をいう。</p>
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成 25 年 5 月 14 日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究</p>

			<p>環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「<u>全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。</u>」と明示されている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>総務省の平成 27 年度概算要求における政策評価体系図において、「V.情報通信 (ICT 政策)、1. 情報通信技術の研究開発・標準化」の推進に資する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで 1.4 倍 (約 1,662 百万円) (対本租税特別措置等前比) とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人： 508 法人</p>

			<p>個人： 1,136 人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
		② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人において、</p> <p>国税： 平年度 105</p> <p>地方税：平年度 39</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 27 年度～29 年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144 百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は 475 百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 1,187 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によるこ</p>

			とが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>－双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域の特長(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込数の試算について

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、
H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表 1・表 2 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、

- ・ 表中 a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40%と同率）ため除外、

よって、残りの b～f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\underset{\text{b}}{18.1\%} + \underset{\text{c}}{15.7\%} + \underset{\text{d}}{14.4\%} + \underset{\text{e}}{5.9\%} + \underset{\text{f}}{18.1\%} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129 百万円（国税：90 百万円、地方税：39 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15 百万円（国税のみ）

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である 1,018,583 千円（※1） をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4 倍に寄附額が増加すると仮定（※2） して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762 千円、H22：678,682 千円、H23：1,362,756 千円、H24：960,711 千円、H25：1,498,003 千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円}$ （約 1,426 百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \div \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \div \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \div \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \div 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \div 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \div \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税 : $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \div \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税 : $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \div \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		
(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある						
(※2) 1人あたり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000 円						

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 － 所得控除額 ＝ 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{ 円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{ 円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{ 円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{ 円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{ 円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※ g は、差額 0 円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$$

$$e \quad (1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$$

$$f \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。